

## 川崎市公告第616号

公募型プロポーザル方式の実施について次のとおり公告します。

令和8年2月25日

川崎市長 福田 紀彦

### 1 件名

川崎市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備に係る基本構想検討支援業務委託

### 2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

### 3 履行場所

川崎市内ほか

### 4 業務概要

川崎市の指定都市移行を記念して昭和54年に開館した川崎市民プラザは、開館より、財団法人川崎市指定都市記念事業公社が所有し、管理運営を行ってきたが、同公社の解散に伴い、「市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与する」ことを設置目的とした条例を制定し、平成24年4月から公の施設として、指定管理者制度を導入した管理運営を行っている。

令和7年2月に「川崎市民プラザの今後の方向性」を公表し、市民プラザについては、老朽化した設備等への対応や耐震対策に相当な費用が見込まれるなど、現機能・規模の維持し続けることは合理的ではないことから、現施設は令和8年度末を目途に利用終了すること、及び、これまで果たしてきた機能や役割を踏まえ、改めて必要な機能を整理した上で施設整備に向けて検討を進めることとした。

また、令和7年11月に「市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方」を公表し、市民プラザがこれまで果たしてきた役割・機能や、近隣公共施設や地域の状況などを考慮しながら、時代状況に即した社会課題に柔軟に対応する新たな施設整備を進めることとした。

本委託業務は、これまでの経過を踏まえ、新たな施設整備に係る基本構想策定に向けて、各種業務支援を委託するもの。

### 5 参加資格

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

(1) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建設コンサル）に登録されている者。

※ただし、参加意向申出書（様式1）及び実績表（様式2）提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録されている者と同等に扱います。

(2) 次の条件を全て満たしていること。

ア 過去10年以内に、元請として公共建築物の基本構想策定に携わった実績を有する者。

イ 過去10年以内に、土砂災害特別警戒区域を解除することを目的とした、予備設計又は詳細設計の実績を有する者

ウ 作業者に、仕様書に定める資格を有する者を配置する業務実施体制の構築が可能である者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者。

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。

カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。

キ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

ク 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。

ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。

## 6 参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する応募者は、次により参加意向申出書等を提出しなければなりません。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

(1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合せ先

〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎 21階

市民文化局市民生活部企画課 市民プラザ調整担当

電話 044-200-1481（直通）

FAX 044-200-3707

E-mail 25kikaku@city.kawasaki.jp

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000184476.html>

- (2) 提出書類
  - 参加意向申出書（様式1）
  - 実績表（様式2）
- (3) 提出方法
  - 持参又は郵送により提出してください。
  - ※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。
- (4) 提出期限
  - 令和8（2026）年3月6日（金）※郵送での提出の場合は午前中必着
- (5) 提案資格確認結果通知書
  - 参加意向申出書等を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認後、令和8（2026）年3月9日（月）までに参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに、提案資格確認結果通知書（様式4）を交付します。
- (6) その他
  - 参加意向申出書等を配布する際、併せて仕様書も配布します。

## 7 質問の受付

- (1) 受付期間
  - 令和8年2月25日（水）午前9時から令和8年3月13日（金）午後5時まで
- (2) 質問書の様式
  - 質問書（様式3）により提出してください。
- (3) 質問書の受付方法
  - 電子メールのみとします。
- (4) 回答方法
  - 質問者を含めた全ての提案資格確認者に対して、令和8（2026）年3月10日（火）までに電子メールで回答します。

## 8 企画提案書等の提出

企画提案書等は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに持参又は郵送にて提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

- (1) 受付期間等
  - 受付期間：令和8年3月23日（月）まで
  - 受付時間：午前9時から午後5時まで（閉庁日及び正午から午後1時までを除く）
  - ※郵送での提出の場合は、令和8年3月23日（月）午前中必着
- (2) 提出書類
  - ア 企画提案書 10部（A4判。縦横どちらでも可。表紙を除き10ページ以内。）

提案書は以下の記載内容について具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。

- イ 見積書・内訳書 10部（正…1部、写し…9部、消費税及び地方消費税を含む）
- ウ 会社概要書 10部
- エ 上記ア～ウのデータ（PDFファイル形式）

## 9 企画提案会（プレゼンテーション）

### (1) 日程・場所

日程：令和8年3月27日（金）（予定）

場所：川崎市役所市民文化局会議室（予定）

※時刻、場所等の詳細は、各事業者へ別途通知いたします。

### (2) 選考方法

選考は、本市が設置するプロポーザル評価委員会において実施いたします。

### (3) プロポーザル

ア プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の方が実施してください。

イ プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

ウ 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

※パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。また、企画提案書の受付期間を過ぎた後での資料の追加は不可とします。

### (4) 企画提案の評価

企画提案の評価は、次の項目に基づき行い、プロポーザル評価委員会において最高得点を得た者を本委託業務の選定業者とします。

ア 全体コンセプト

イ 企画力（基本構想策定の検討支援）

ウ 企画力（市民意見聴取の実施支援）

エ 企画力（施設整備に必要な基礎調査等の実施支援）

オ 実施体制・スケジュール

カ プレゼンテーション

## 10 選考結果の通知

選考結果については、令和8年4月上旬以降、すべての提案者へメールで通知します。また、選定結果は市ホームページに掲載します。

なお、選考結果等についての問合せには応じられませんので、御了承ください。

## 11 契約手続等

- (1) 選考結果の通知後、速やかに選定された業者と契約を締結します。
- (2) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (3) 提出された企画提案書等は、返却いたしません。
- (4) 契約保証金  
免除とします。
- (5) 契約書作成の要否  
必要とします。
- (6) 契約条項等の閲覧  
川崎市契約規則等は川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。  
(<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>)
- (7) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (8) 詳細は、企画提案書作成要領によります。
- (9) 関連情報を入手するための窓口は6(1)と同じです。